

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月17日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 中村 慎吾

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファン

ド（毎月分配型）（愛称：トリプル・プレミアム）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】
上限3,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）

（愛称：トリプル・プレミアム）

（以下、「ファンド」または「本ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（）基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、基準価額は、便宜上1万口単位で表示されます。

（）基準価額の照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

（5）【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（6）【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口=1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

（7）【申込期間】

2019年9月18日（水）～2020年3月17日（火）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。
お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。
なお、販売会社は前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社窓口にお問い合わせください。
各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。
販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込みの方法等

- (i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。
- () 前記()の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。
- () 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「収益分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- () 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

(i) 申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、買付及び換金の申込みができません。

申込日当日が、ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日

() 申込の受付の中止、すでに受けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること及びすでに受けた取得申込を取り消すことがあります。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムで管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託（以下、「ファンド」または「本ファンド」という場合があります。）は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／その他資産（不動産投信・為替・オプション）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧ください。

商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／その他資産（不動産投信・為替・オプション）」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内外 | その他資産 (不動産投信・為替・ オプション) |
| | | 資産複合 |

商品分類の定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|-----------------------|---|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 内 外 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| その他資産（不動産投信・為替・オプション） | 目論見書または信託約款において、組入れ資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は不動産投信・為替・オプションです。 |

属性区分

ファンドの属性区分

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 投資対象資産 | その他資産(投資信託証券(その他資産(不動産投信・為替・オプション))) |
| 決算頻度 | 年12回 |
| 投資対象地域 | グローバル(日本を含む) |
| 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| 為替ヘッジ | なし |

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|------|---------|------|-------|
| 株式 | 年1回 | グローバル | | |
| 一般 | 年2回 | (日本を含む) | | |
| 大型株 | 年4回 | 日本 | | |
| 中小型株 | 年6回 | 北米 | | |
| 債券 | (隔月) | 欧州 | | |
| 一般 | 年12回 | アジア | | あり |
| 公債 | (毎月) | オセアニア | | () |
| 社債 | 日々 | 中南米 | | |
| その他債券 | その他 | アフリカ | | |
| クレジット | () | 中近東 | | |
| 属性 | | (中東) | | |
| () | | エマージング | | |
| 不動産投信 | | | | |
| その他資産 (投資信託証券(その他資産(不動産投信・為替・オプション))) | | | | |
| 資産複合 () | | | | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|--------------------------------------|--|
| その他資産(投資信託証券(その他資産(不動産投信・為替・オプション))) | 目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に主として「その他資産(不動産投信・為替・オプション)」に投資する旨の記載があるものをいいます。 |
| 年12回(毎月) | 目論見書または信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| グローバル (日本を含む) | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が「世界の資産」を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。 |
| ファンド・オブ・ファンズ | 目論見書または信託約款において、投資信託証券及び外国投資信託の受益権ならびに投資法人及び外国投資法人(投資法人債権を除く)への投資を目的とする投資信託(ファミリーファンドのベビーファンドに該当するものを除く)をいいます。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

信託金の限度額

3,000億円を上限とします。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1

主として、外国投資信託証券「CS グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド」(以下、「CSファンド」という場合があります。)への投資を通じて、日本を含む世界のリート(グローバル・リート)^{*1}へ実質的に投資することで、相対的に高い配当利回りの獲得と信託財産の成長を図ることをめざします。

*1 グローバル・リートとは、米国リートETF、米国外リートETFを合わせた総称です。

2

CSファンドでは、グローバル・リートETF^{*2}への投資に加え、「グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略」を活用し、グローバル・リートへの投資を上回るインカム収入の獲得をめざします。

*2 詳細については後掲「組入れ投資信託証券の概要※1、2」をご覧ください。

グローバル・リートETFからの配当に加えて、「グローバル・リート・トリプル・プレミアム戦略」が採用する次の3つの戦略によりプレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略①

グローバル・リート・カバードコール戦略

グローバル・リートETFにかかるコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、リートのオプション・プレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略②

通貨・カバードコール戦略

原則として毎月、選択通貨ユーバースの中から選択される通貨(以下、選択通貨といいます。)(対円)のコールオプションを売却するカバードコール戦略を活用し、通貨のオプション・プレミアム収入の獲得をめざします。

プレミアム戦略③

為替取引・プレミアム戦略

米ドル売り／選択通貨買いの為替予約取引により、選択通貨と米ドルとの金利差の獲得をめざします。

3

選択通貨においては、米国金利に対して相対的に金利が高い1通貨を毎月選定します。CSファンダメンタルズは通貨の選定にあたって、カレンシー・マネジメントに特化した、ミレニアム・グローバル社からの投資助言を活用します。

原則として、世界主要国の債券市場及び新興国の債券市場を代表する債券市場インデックス^{*}構成国の通貨の中から、金利水準、流動性等を考慮し、米ドル金利に対して相対的に金利が高い1通貨を選定します。

*債券市場インデックス(選択通貨ユニバース)

世界主要国の債券市場インデックスは、JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・ブロード、新興国の債券市場インデックスは、JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・ブロードとします。

選択通貨ユニバース(候補国・地域)



相対的に金利が高い通貨を毎月選定

- 通貨の選定においては、主に米ドル金利との金利差に着目しつつ、ミレニアム・グローバル社が独自に開発したファンダメンタル、市場分析、リスク管理モデル等も活用しながら、選択通貨ユニバースより原則1通貨を選択します。
- 選択通貨は、定期的に（原則として、毎月）見直しを行います。

●ファンダメンタルズ及び流動性を考慮して、選択される通貨が複数となる場合があります。この場合1通貨あたりに投資比率は原則として、等額となるように調整されます。

●売りの権利（オプション）の満期日において、再度選択通貨買い・円売りの権利（オプション）を売却する場合があります。この場合前回の取引と条件が異なる可能性があります。

●直物為替先渡取引（NDF[®]）を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

*NDFとは、「Non-Deliverable Forward」の略です。NDF取引では、元本を直接取引するのではなく、あらかじめ決められた取引価格（NDF価格）と決済時の実勢価格との差額を米ドルなどの主要通貨で差金決済します。通貨自体の流通量が制限されていたり、取引量が極端に少ないといった新興国通貨を対象とした取引に多く見られ、為替取引を行う場合、その通貨自体での取引が難しいことから、NDF取引が利用されています。

通貨選定における候補国・地域は今後変更となる場合があります。資金動向、市況動向等によつては、上記のような運用ができない場合があります。なお、当該国・地域への投資を推奨しているものではありません。

4

原則、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

資金動向、市況動向等によつては、上記のような運用ができないことがあります。

CSファンドの損益イメージ

本ファンドが高位に組入れるCSファンドのグローバル・リートETFの配当及び3つのプレミアム戦略（グローバル・リート・カバードコール戦略、為替取引・プレミアム戦略、通貨・カバードコール戦略）から生じる損益を説明しています。



市況動向によっては上記のような運用ができないことがあります。

*※1 グローバル・リートETFを対象としたコールオプションの売却によるプレミアム収入です。米国リートETF、米国外リートETFを原資産とする満期1ヶ月のコールオプション。原則としてカバー率100%、行使価格の上限を105%、下限を100%とします。

*※2 通貨を対象としたコールオプションの売却によるプレミアム収入です。選択通貨(対円)を原資産とする満期1ヶ月のコールオプション。原則としてカバー率100%、行使価格の上限は105%、下限は100%とします。

上記※1、※2におけるカバー率とは保有資産に対するオプションのポジションの割合のことを指します。

*※3 米ドルとの金利差に着目し、毎月選択される通貨と米ドルとの金利差の獲得をめざします。直物為替先渡取引(NDF)を利用して為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

満期日における各プレミアム戦略の効果

| | ケース | 投資対象資産の価格の騰落 | 戦略による損益イメージ | | 効果 |
|---------------------|------------------------------------|-------------------|--------------------------------------|------|--|
| | | | プラス | マイナス | |
| グローバル・リート・カバードコール戦略 | リート価格が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。 | リートの価格の上昇 | オプションのプレミアム収入 | — | リートの価格の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れる。 |
| | リート価格が下落した場合。 | リートの価格の下落 | オプションのプレミアム収入 | — | リートの価格の下落で損失が発生するが、オプションプレミアム収入が受け取れる。 |
| | リートの価格が大きく上昇（権利行使価格を上回る上昇）をした場合。 | リートの価格の上昇 | オプションのプレミアム収入 が権利行使価格を超える部分 | — | オプションプレミアム収入が受け取れる。権利行使価格までのリートの価格の上昇で利益が発生するが、権利行使価格を超える部分の利益は受け取れない。 |
| 通貨・カバードコール戦略 | 選択通貨(対円)が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。 | 選択通貨(対円)の上昇 | オプションのプレミアム収入 | — | 選択通貨(対円)の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れる。 |
| | 選択通貨(対円)が下落した場合。 | 選択通貨(対円)の下落 | オプションのプレミアム収入 | — | 選択通貨(対円)の下落で損失が発生するが、オプションプレミアム収入が受け取れる。 |
| | 選択通貨(対円)が大きく上昇（権利行使価格を上回る上昇）をした場合。 | 選択通貨(対円)の上昇 | オプションのプレミアム収入 が権利行使価格を超えて円安になった部分 | — | オプションプレミアム収入が受け取れる。権利行使価格までの選択通貨(対円)の上昇で利益が発生するが、権利行使価格を超えて円安になった部分の利益は受け取れない。 |
| 為替戻し戻し戦略 | 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 | 選択通貨と米ドルの金利差分プラス | プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 | — | 選択通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合、プレミアム（金利差相当分の収益）が受け取れる。 |
| | 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 | 選択通貨と米ドルの金利差分マイナス | コスト（金利差相当分の費用）の発生 | — | 選択通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合、コスト（金利差相当分の費用）が生じる。 |

上記は各プレミアム戦略のすべてについて網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。
上記はファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

「グローバル・リート・カバードコール戦略」、 「通貨・カバードコール戦略」で活用する「カバードコール戦略」とは

「カバードコール戦略」とは、ある特定の資産への投資に加え、当該資産を対象とするコールオプションを売る戦略です。この戦略により、当該資産の値上がり益等とともに、プレミアム（権利料）収入の獲得が期待されます。ただし、オプション取引の満期時（権利行使日）における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益（権利行使価格を超えて値上がりした分）を放棄することになります。

・原則として、権利行使が満期日のみに限定されている売りの権利（オプション）を利用することを基本とします。

一般的なコールオプションとは

コールオプションとは、リート等ある特定の資産（原資産）を将来のある期日（権利行使期間満了日※）に、あらかじめ決められた特定の価格（権利行使価格）で買う権利のことです。コールオプションの買い手は、オプション買い付けの対価として、コールオプションの売り手にプレミアム（権利料）を支払います。

コールオプションの買い手は、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇した場合、権利行使すれば、当該資産を権利行使価格で手に入れることができます。一方、コールオプションの売り手は、この場合、権利行使価格で買い手に当該資産を受渡す等の決済を行うために、権利行使価格と当該資産の市場価格との差が損失となります（コールオプション売却に伴うプレミアム収入を除く）。逆に、権利行使価格を超えて当該資産の市場価格が上昇しなかった場合は、コールオプションの権利は行使されず、決済も行われないため、コールオプションの売り手にとって、コールオプション売却に伴うプレミアム収入が収益となります。

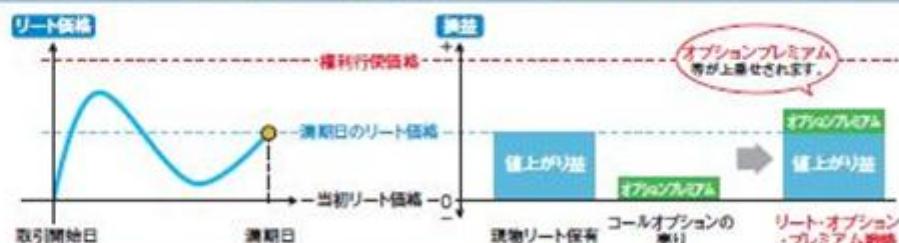
※オプションには、満期日（権利行使日）に限り権利行使が可能なものと、満期日（権利行使日）までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

カバードコール戦略の満期日における損益のイメージ

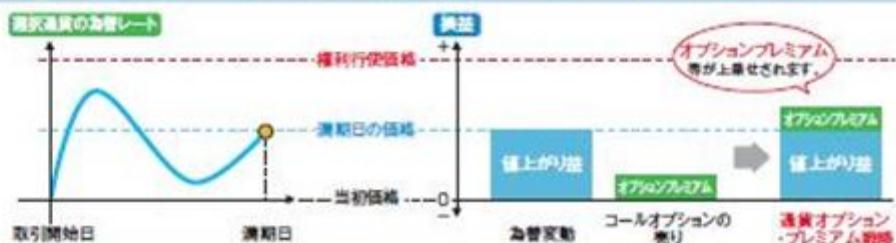
対象となるリート、選択通貨（対円）にかかるコールオプションの売りを行うことでリートや為替が下落した場合や上昇しても権利行使価格まで達しなかった場合において、オプション・プレミアムが得られることにより損失の軽減や利益の上乗せが期待できます。

ケース① 戰略効果あり

リート価格が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。



選択通貨（対円）が上昇したが、権利行使価格には到達しなかった場合。

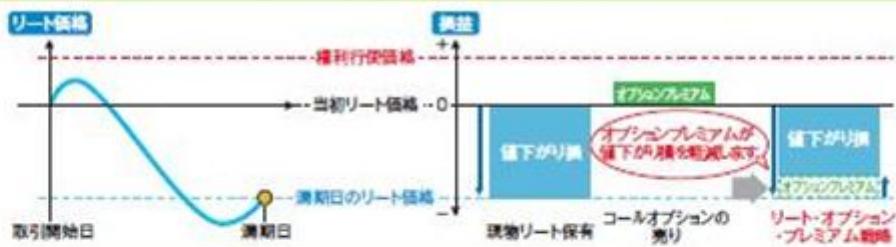


上記イメージはカバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。

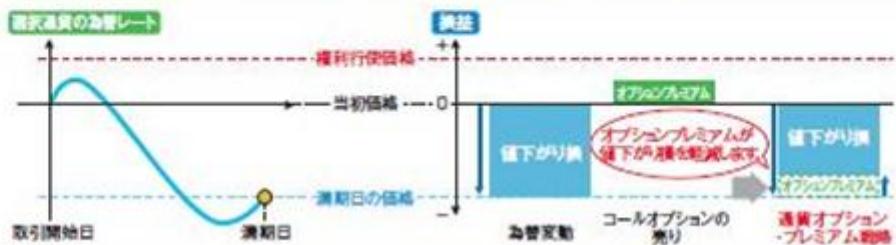
上記イメージはファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

ケース② 戰略効果あり

リート価格が下落した場合。

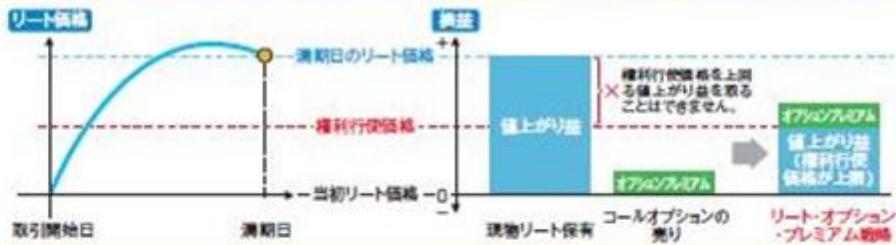


選択通貨(対円)が下落した場合。

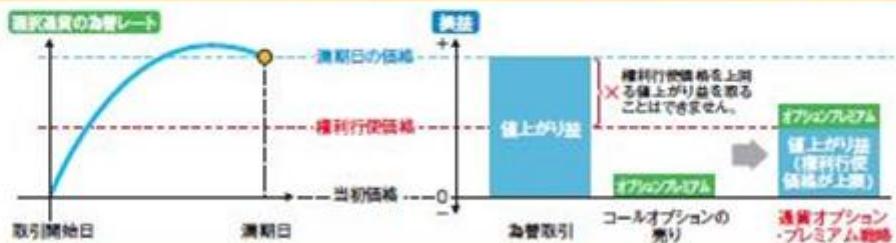


ケース③ 戰略効果なし

リートの価格が大きく上昇(権利行使価格を上回る上昇)をした場合。



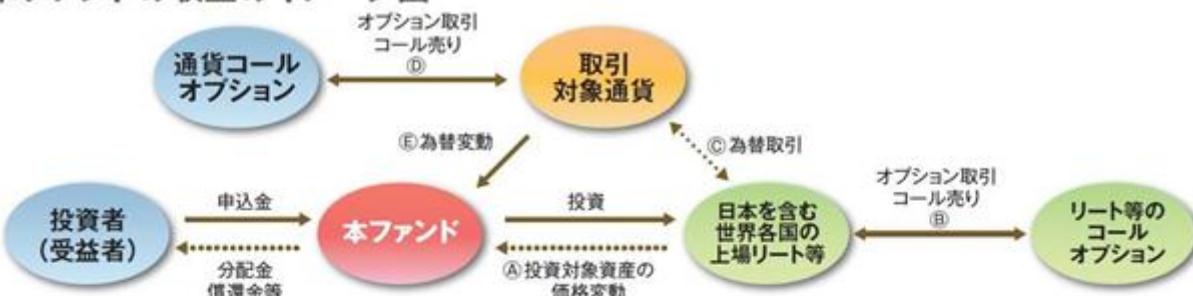
選択通貨(対円)が大きく上昇(権利行使価格を上回る上昇)をした場合。



上記イメージはカバードコール戦略の損益につきすべての場合を網羅したものではありません。また、ファンドの全体の損益を表したものではありません。

上記イメージはファンドの将来の運用成果について示唆、保証するものではありません。

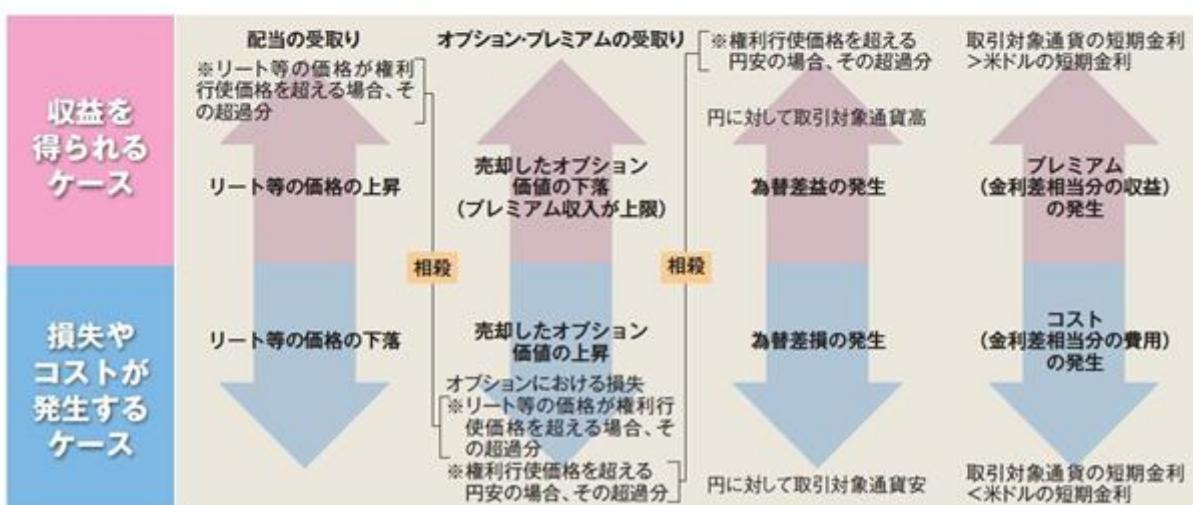
本ファンドの収益のイメージ図



本ファンドの収益源としては、以下の4つの要素が挙げられます。

これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

$$\text{収益の源泉} = \textcircled{A} \text{ リート等の配当等収入、値上がり/値下がり} + \textcircled{B} \text{ 及び通貨のコールオプションのプレミアム/権利行使価格を上回る部分の損失} + \textcircled{C} \text{ 為替差益/差損} + \textcircled{D} \text{ 為替取引によるプレミアム/コスト}$$



主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

原則、毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。
- 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は税金を差引いた後、原則として再投資されます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

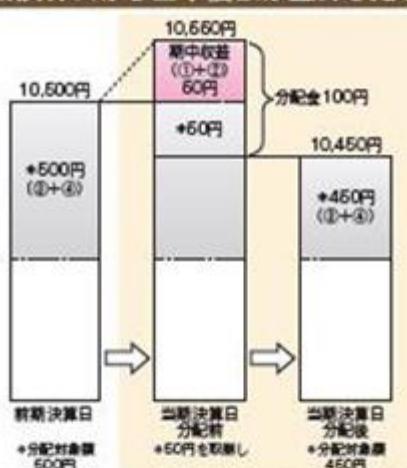
投資信託で分配金が支払われるイメージ



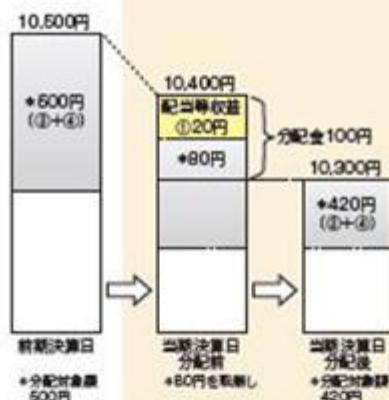
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

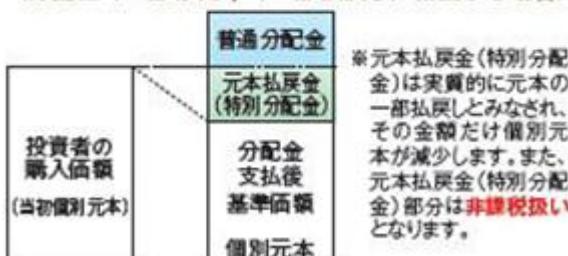


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

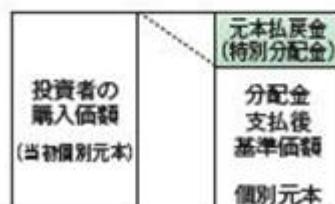
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年6月28日 信託契約締結、設定、運用開始

2017年9月20日 ファンドの信託期間を2021年6月17日まで延長

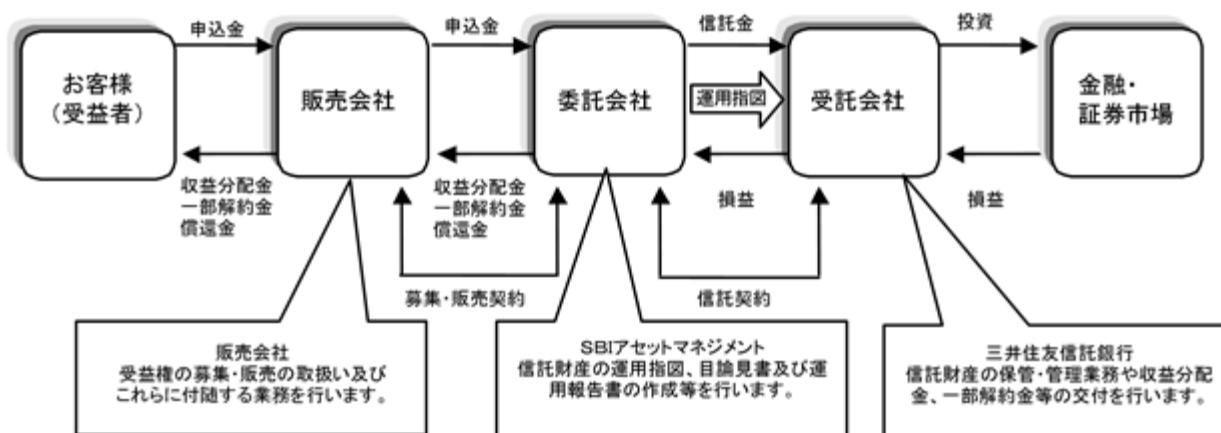
(3) 【ファンドの仕組み】

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を複数の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※本ファンドが投資対象とする外国籍投資信託は、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とする担保付スワップ取引を通じて、カバードコール戦略等の損益を享受します。

委託会社及び本ファンドの関係法人と契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2019年6月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

() 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2012年10月12日には、委託会社の全株式をSBIグループの一員であるモーニングスター株式会社が、SBIホールディングス株式会社より取得しました。

| | |
|-------------|--|
| 1986年 8月29日 | 日債銀投資顧問株式会社として設立 |
| 1987年 2月20日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録 |
| 1987年 9月 9日 | 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可 |
| 2000年11月28日 | 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可 |
| 2001年 1月 4日 | あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 2002年 5月 1日 | ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更 |
| 2005年 7月 1日 | SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更 |
| 2007年 9月30日 | 金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号） |

() 大株主の状況

| 株 主 名 | 住 所 | 所有株数 | 所有比率 |
|--------------|-----------------|---------|---------|
| モーニングスター株式会社 | 東京都港区六本木一丁目6番1号 | 36,600株 | 100.00% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1 . 基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。

2 . 運用方針

投資対象

主として外国投資信託証券である「CS グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（以下、「CSファンド」という場合があります。）」及び国内の証券投資信託である「FOFs用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資態度

1. 外国投資信託証券への投資を通じ、主として担保付スワップ取引を対象とし、実質的に、i シェアーズ ダウジョーンズ 米国不動産インデックスファンド（以下、米国リートETFといいます）及びSPDR ダウ ジョーンズ インターナショナル リアル エステートETF（以下、米国外リートETFといいます）に投資を行い、加えて、ア)米国リートETF及び米国外リートETFを対象としたオプション取引、イ)米ドル売り選択通貨買いの為替予約取引、ウ)円に対する当該選択通貨のオプション取引、の3つのプレミアム戦略を行うことにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
2. 原則として、「CSファンド」の投資比率は高位を維持することを基本とします。
3. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなつた場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
4. 実質組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資先ファンドは、ファンドの運用方針達成のため、投資先ファンドの具体的な投資先および投資手法等を考慮して選定しております。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ 有価証券
 - ロ 金銭債権
 - ハ 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲等(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報〕

組入れ投資信託証券の概要

| | |
|-------------|--|
| 名 称 | CSグローバル・リート・トリブル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定) |
| 形 態 | ケイマン諸島籍外国投資信託受益証券/円建て |
| 運 用 目 的 | 主として担保付スワップ取引を対象とし、実質的に、iシェアーズ®米国不動産ETF ^{※1} （以下、米国リートETFといいます） ^{※1} 、SPDR®ダウ ジョーンズ インターナショナル リアル エステート ETF ^{※2} （以下、米国外リートETFといいます）と米国リートETF、並びに米国外リートETFを対象としたオプション取引に加え、米ドル売り選択通貨買いの為替予約取引、並びに円に対する当該選択通貨のコール・オプション（通貨オプション）を売却した投資成果を享受し、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。 |
| 管 理 報 酬 等 | 純資産総額の年0.64%程度（うち、担保付スワップに係る費用年率0.44%、投資助言会社の報酬年率0.20%） 上記の他、信託財産にかかる租税、信託の事務の処理に関する費用、及び信託財産の監査に要する費用などを負担します。） |
| 決 算 日 | 毎年5月末日 |
| 管 理 会 社 | クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド |
| 投 資 助 言 会 社 | ミレニアム・グローバル・インベストメンツ・リミテッド |
| 備 考 | 担保付スワップ取引の相手方は、日々の株式オプションの評価、通貨オプションの評価、為替予約取引の評価及び担保付スワップ取引の評価も行っており、当該評価に基づいて当外国投資信託証券の純資産価額は計算されます。担保付スワップの取引の評価には、株式や通貨予約取引等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。 |

*1 iシェアーズ®米国不動産ETF^{※1}は、ダウ・ジョーンズ米国不動産指数の価格及び利回りの実績に概ね対応する投資成果(手数料及び経費控除前)をあげることを目標としたETF(上場投信)です。iシェアーズ®米国不動産ETF^{※1}は、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズにより運用されており、ニューヨーク証券取引所Arca市場に上場されています。

*2 SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステートETFは、ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数の価格と利回りに、経費控除前で、連動する投資成果を上げることを目標とします。売買回転率の抑制、トラッキングエラーの最小化、コストの低減を追求する運用手法をとります。ダウ・ジョーンズ・グローバル(除く米国)セレクト・リアル・エステート・セキュリティーズ指数は、米国外で上場する不動産関連証券の動きをカバーする浮動株調整済み時価総額指数です。

クレディ・スイスの概要

クレディ・スイス・グループ

スイスのチューリッヒを本拠地として、プライベート・バンкиング、インベストメント・バンкиング、アセット・マネジメント事業を世界中で展開しています。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されたクレディ・スイス・グループのグループ会社です。信託証書に基づき、各トラストの資産の一任管理や受益証券の発行等を行います。

| | |
|-----------|---|
| フ ア ン ド 名 | FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用) |
| 運 用 方 針 | 主として、「短期金融資産 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、わが国の短期金融資産等（短期公社債及び短期金融商品を含みます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指として運用を行います。 |
| 信 託 期 間 | 原則として無期限（設定日：2010年6月14日） |
| 決 算 日 | 毎年9月25日（日本の銀行が休業日の場合は翌営業日） |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対し年0.1404% [※] （税抜0.13%） ※消費税率が10%となった場合は、年0.143%となります。 |
| 受 託 銀 行 | 三井住友信託銀行株式会社 |

(3) 【運用体制】

ファンドの運用は、運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5~7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1~3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

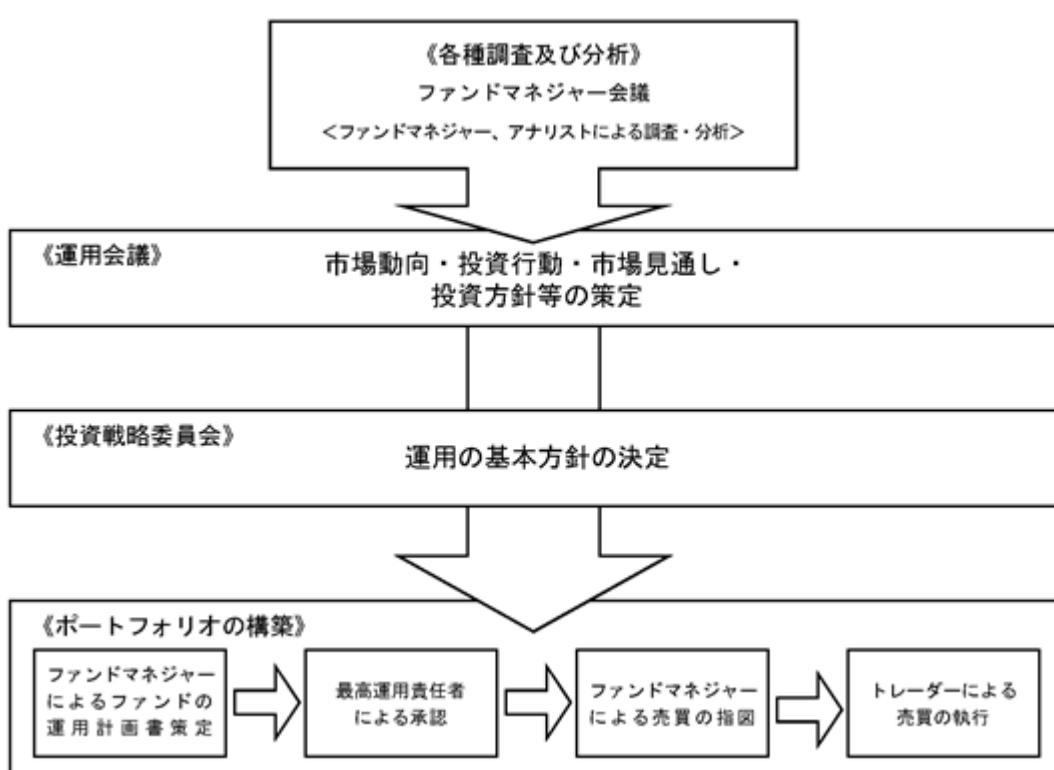
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

<受託会社に対する管理体制>

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益（評価益を含みます。）が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- () 分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- () 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- () 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- () 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 外貨建資産への直接投資は行いません。
- () デリバティブの直接利用は行いません。
- () 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- () 株式への直接投資は行いません。
- () 組入投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートガルバクスルーできる場合に該当しないときは、同一銘柄の投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- () 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートガルバクスルーおよびデリバティブ等エクスポートガルバクスルーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

信託約款上のその他の制限

() 資金の借入れ（信託約款第25条）

(イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

() 外国為替予約取引の指図及び範囲（信託約款第35条）

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的にETF等値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象となるETFの価格は、組入れリート発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響され、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収出来なくなることもあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

カバードコール戦略に伴うリスク

本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券が採用するカバードコール戦略では以下のリスクがあります。

- ・グローバル・リートETFへの投資とそれぞれのETFを参照するコールオプションの売りを組み合わせるグローバル・リート・カバードコール戦略では、各リートETFの価格が上昇した場合でも、それぞれのコールオプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受取ることができるものの、グローバル・リートETFに投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・選択通貨への投資と円に対する選択通貨のコールオプションの売りを組み合わせる通貨カバードコール戦略では、選択通貨が円に対して上昇した場合でも、コールオプションの権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになります。その場合、オプション・プレミアムは受け取ることができるものの、選択通貨に投資した場合に比べ投資成果が劣る可能性があります。
- ・コールオプションの売りを行うことにより得られるオプション・プレミアムの水準は、当該売りを行う時点の価格水準や権利行使水準、価格変動率（ボラティリティ）、権利行使価格までの期間、金利水準、配当（分配）水準、需給等複数の要因により決まりますので、当初想定したようなオプション・プレミアムの水準が確保できない可能性があります。
- ・売却したコールオプションの評価値は、売却後に価格水準やボラティリティが上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被り、ファンドの基準価額が下落することがあります。
- ・各カバードコール戦略の投資成果は、オプション取引の権利行使日の価格によって決定されます。また、権利行使日までの間に価格が権利行使価格を超えたとしても、権利行使価格以上の値上がり益は放棄することになり、値上がり益を享受できません。
- ・各カバードコール戦略において、特定の権利行使期間で価格が下落した場合、再度カバード・コール戦略を構築した場合の値上がり益は、戦略再構築日に設定される権利行使価格までの値上がり益に限定されますので、その後に当初の水準まで価格が回復しても、本ファンドの基準価額の回復は緩慢になる可能性があります。

スワップ取引に関するリスク

- ・本ファンドが主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引は、ファンドの資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、グローバル・リートETFと為替のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約ですので、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおりの取引を実行できず損失を被るリスクがあります。
- ・投資対象とする外国投資信託証券は、スワップ取引の相手方が現実に取引するグローバル・リートETFやオプション取引については何らの権利も有しておりません。
- ・投資対象の外国投資信託証券では、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受取ることでスワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続は困難となり、将来的の投資成果を享受することは出来ず、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。

為替リスク

本ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託証券におけるスワップ取引等を通じて、実質的に外貨建て資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます。また、本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。従って、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

また、為替取引・プレミアム戦略において、選択通貨金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分がコストとなります。なお、直物為替先渡取引（NDF）を利用し為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この場合、ファンドの基準価額の値動きは、実際の当該選択通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

カントリーリスク

実質的な投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制や税制が変更されたり、新たな税制が適用される場合があります。さらに、外国政府の資産の没収、国有化、差し押さえなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落する恐れがあります。

< その他の留意点 >

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。

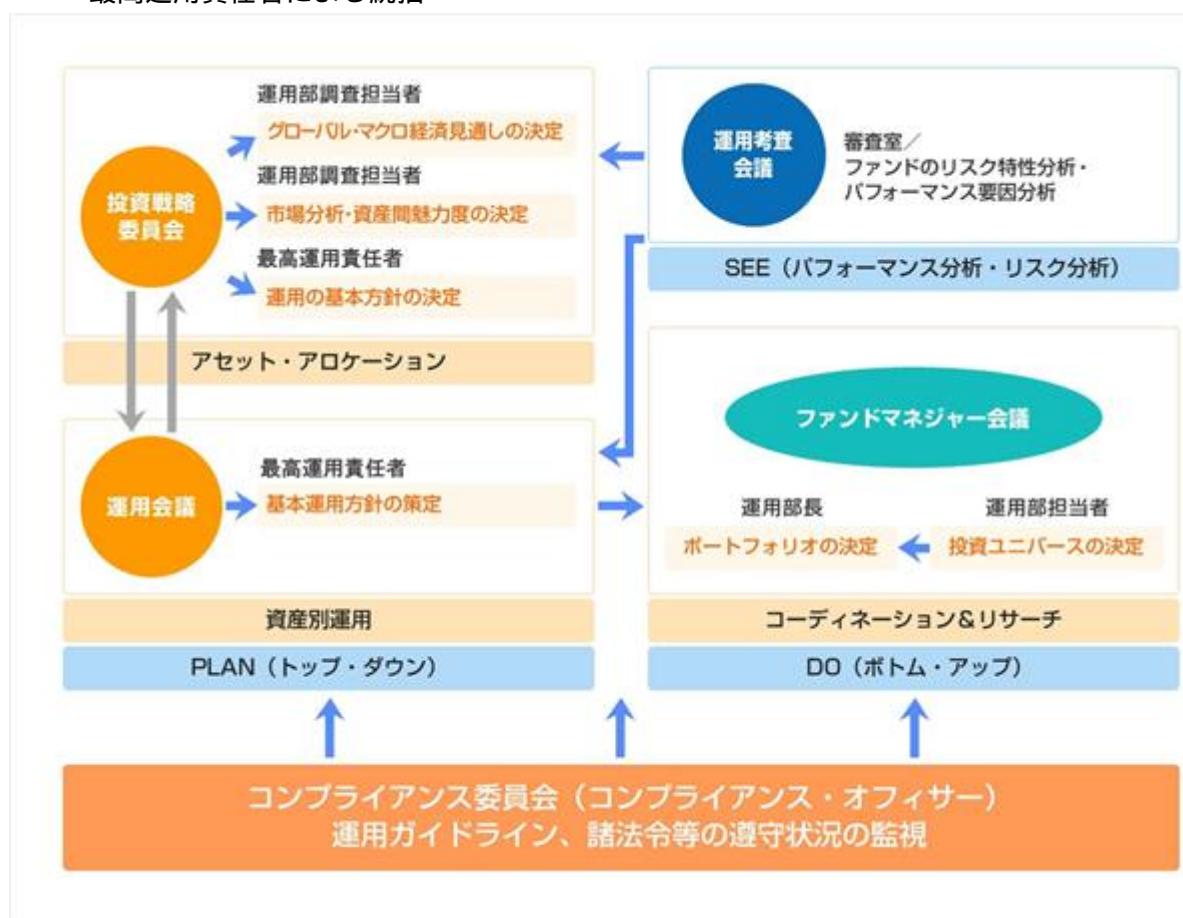
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

<リスク管理体制>

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

| 会議の名称 | 頻度 | 内 容 |
|-------------|-------|--|
| 投資戦略委員会 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。 |
| 運用会議 | 原則月1回 | 最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。 |
| 運用考查会議 | 原則月1回 | 常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。 |
| ファンドマネジャー会議 | 随時 | 運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。 |
| 未公開株投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。 |
| 組合投資委員会 | 随時 | 最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。 |
| コンプライアンス委員会 | 原則月1回 | 常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。 |

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

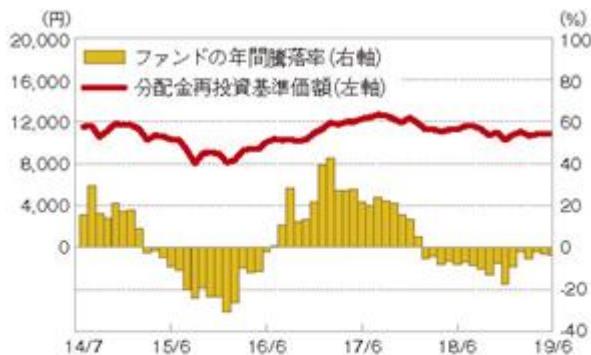
機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

参考情報

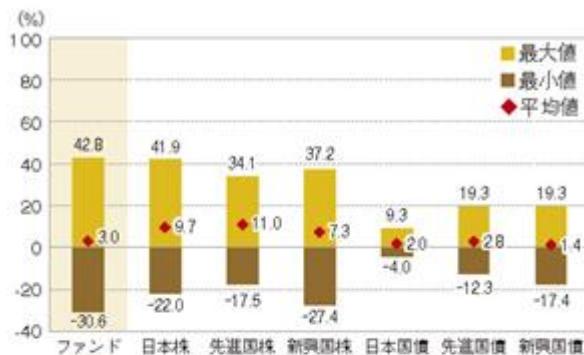
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2014年7月~2019年6月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2014年7月~2019年6月



*上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであります。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

*ファンダの年間算出率において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

*代表的な資産クラスの騰落率は、データソースが提供する各指標とともに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関する問題について、何らの責任も負いません。

〈代表的な資産クラスの指標〉

日本株………東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株 MSCI KOKUSAI インテックス(配当込み、円ベース)

新興国株 …… MSCI エマージング・マーケットインデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 NOKURA-BPI 国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インテックス・エマージング・マーケット・グローバル・リティバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

〈著作権等について〉

○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

OMSCI KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc に帰属します。

OMSCI エマージングマーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は MSCI Inc が開発した、世界の新興国の株式対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Index に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc に帰属します。

ONOMURA-BP国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。な

お、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。OFTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

OJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメントボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

* 申込手数料には、消費税等が課されます。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、解約時の基準価額に0.5%を乗じた信託財産留保額が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3) 【信託報酬等】

| | | | | | |
|-------------------------------|------|---|--------|---|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンド | ファンドの日々の純資産総額に年1.2312%（税抜：年1.14%）を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 消費税率が10%となった場合は年1.254%となります。 | | | |
| | | 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 | | | |
| | | <信託報酬の配分（税抜）> | | | |
| | | 支払先 | 料率 | 役務の内容 | |
| | | 委託会社 | 年0.55% | ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価 | |
| | | 販売会社 | 年0.55% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理及び事務手続き等の対価 | |
| | | 受託会社 | 年0.04% | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | |
| 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 | | | | | |
| 投資対象とする 投資信託証券 | | 年0.64%程度 *本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.64%）を表示しています。 | | | |
| 実質的な負担 | | 年1.8712%（税込）程度 消費税率が10%となった場合は年1.894%となります。 *本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。 | | | |

なお、別途外国籍投資信託には、監査費用・事務管理報酬等がかかります。

（4）【その他の手数料等】

信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等は計算期間を通じて毎日計上します。有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（印刷費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（消費税等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2019年6月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

税率は上記イと同じです。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。NISA及びジュニアNISAをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2019年 6月28日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|------|----------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン | 17,997,911,976 | 96.87 |
| | 日本 | 991,290 | 0.01 |
| | 小計 | 17,998,903,266 | 96.88 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 579,647,002 | 3.12 |
| 合計(純資産総額) | | 18,578,550,268 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年 6月28日現在)

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|-----------|----------|------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| ケイマン | 投資信託受益証券 | C S グローバル・リート・トリップル・プレミアム・ファンド | 21,937,704.29 | 839.64 | 18,419,774,030 | 820.41 | 17,997,911,976 | 96.87 |
| 日本 | 投資信託受益証券 | F O F s 用短期金融資産ファンド (適格機関投資家専用) | 1,001,202 | 0.9902 | 991,390 | 0.9901 | 991,290 | 0.01 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2019年 6月28日現在)

| 種類 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 投資信託受益証券 | 96.88 |
| 合計 | 96.88 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年 6月28日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 年 月 日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たり純資産額 (円) | |
|------------------------|----------------|----------------|-------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第1特定期間末 (2013年12月17日) | 2,317,632,659 | 2,375,634,270 | 8,391 | 8,601 |
| 第2特定期間末 (2014年 6月17日) | 6,299,359,332 | 6,459,204,808 | 8,276 | 8,486 |
| 第3特定期間末 (2014年12月17日) | 11,914,109,915 | 12,277,567,486 | 6,884 | 7,094 |
| 第4特定期間末 (2015年 6月17日) | 29,821,221,324 | 30,959,969,420 | 5,499 | 5,709 |
| 第5特定期間末 (2015年12月17日) | 27,364,590,954 | 28,242,682,437 | 3,740 | 3,860 |
| 第6特定期間末 (2016年 6月17日) | 22,187,929,697 | 22,866,759,693 | 3,269 | 3,369 |
| 第7特定期間末 (2016年12月19日) | 24,718,737,778 | 25,511,931,603 | 3,116 | 3,216 |
| 第8特定期間末 (2017年 6月19日) | 40,399,376,611 | 41,781,652,034 | 2,923 | 3,023 |
| 第9特定期間末 (2017年12月18日) | 49,109,366,093 | 50,530,281,204 | 2,419 | 2,489 |
| 第10特定期間末 (2018年 6月18日) | 30,790,703,088 | 31,443,909,392 | 1,886 | 1,926 |
| 第11特定期間末 (2018年12月17日) | 22,481,487,267 | 23,055,058,555 | 1,568 | 1,608 |
| 第12特定期間末 (2019年 6月17日) | 19,031,487,288 | 19,435,882,162 | 1,412 | 1,442 |
| 2018年 6月末日 | 30,109,961,654 | | 1,871 | |
| 7月末日 | 29,584,127,034 | | 1,882 | |
| 8月末日 | 28,510,079,832 | | 1,847 | |
| 9月末日 | 26,676,230,402 | | 1,756 | |
| 10月末日 | 23,905,208,542 | | 1,623 | |
| 11月末日 | 23,579,539,731 | | 1,631 | |
| 12月末日 | 21,022,970,258 | | 1,479 | |
| 2019年 1月末日 | 21,337,222,776 | | 1,517 | |
| 2月末日 | 20,979,946,719 | | 1,523 | |
| 3月末日 | 19,708,856,851 | | 1,444 | |
| 4月末日 | 19,487,526,352 | | 1,433 | |
| 5月末日 | 19,135,157,262 | | 1,413 | |
| 6月末日 | 18,578,550,268 | | 1,380 | |

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期間 | 計算期間 | 1万口当たりの分配金(円) |
|---------|-------------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2013年 6月28日～2013年12月17日 | 1,260 |
| 第2特定期間 | 2013年12月18日～2014年 6月17日 | 1,260 |
| 第3特定期間 | 2014年 6月18日～2014年12月17日 | 1,260 |
| 第4特定期間 | 2014年12月18日～2015年 6月17日 | 1,260 |
| 第5特定期間 | 2015年 6月18日～2015年12月17日 | 930 |
| 第6特定期間 | 2015年12月18日～2016年 6月17日 | 620 |
| 第7特定期間 | 2016年 6月18日～2016年12月19日 | 600 |
| 第8特定期間 | 2016年12月20日～2017年 6月19日 | 600 |
| 第9特定期間 | 2017年 6月20日～2017年12月18日 | 540 |
| 第10特定期間 | 2017年12月19日～2018年 6月18日 | 330 |
| 第11特定期間 | 2018年 6月19日～2018年12月17日 | 240 |
| 第12特定期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 190 |

【収益率の推移】

| 期 | 計算期間 | 収益率(%) |
|---------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2013年 6月28日～2013年12月17日 | 3.49 |
| 第2特定期間 | 2013年12月18日～2014年 6月17日 | 13.65 |
| 第3特定期間 | 2014年 6月18日～2014年12月17日 | 1.59 |
| 第4特定期間 | 2014年12月18日～2015年 6月17日 | 1.82 |
| 第5特定期間 | 2015年 6月18日～2015年12月17日 | 15.08 |
| 第6特定期間 | 2015年12月18日～2016年 6月17日 | 3.98 |
| 第7特定期間 | 2016年 6月18日～2016年12月19日 | 13.67 |
| 第8特定期間 | 2016年12月20日～2017年 6月19日 | 13.06 |
| 第9特定期間 | 2017年 6月20日～2017年12月18日 | 1.23 |
| 第10特定期間 | 2017年12月19日～2018年 6月18日 | 8.39 |
| 第11特定期間 | 2018年 6月19日～2018年12月17日 | 4.14 |
| 第12特定期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 2.17 |

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前計算期間末(設定時)の基準価額を10,000円として計算しております。

(4)【設定及び解約の実績】

| 期 | 計算期間 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済み数量 (口) |
|---------|-------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 第1特定期間 | 2013年 6月28日～2013年12月17日 | 3,256,899,354 | 494,917,855 | 2,761,981,499 |
| 第2特定期間 | 2013年12月18日～2014年 6月17日 | 5,797,892,120 | 948,184,257 | 7,611,689,362 |
| 第3特定期間 | 2014年 6月18日～2014年12月17日 | 15,459,698,088 | 5,763,884,055 | 17,307,503,395 |
| 第4特定期間 | 2014年12月18日～2015年 6月17日 | 46,318,649,307 | 9,400,052,855 | 54,226,099,847 |
| 第5特定期間 | 2015年 6月18日～2015年12月17日 | 49,523,910,789 | 30,575,720,374 | 73,174,290,262 |
| 第6特定期間 | 2015年12月18日～2016年 6月17日 | 14,447,434,945 | 19,738,725,604 | 67,882,999,603 |
| 第7特定期間 | 2016年 6月18日～2016年12月19日 | 26,323,040,215 | 14,886,657,240 | 79,319,382,578 |
| 第8特定期間 | 2016年12月20日～2017年 6月19日 | 88,949,699,519 | 30,041,539,707 | 138,227,542,390 |
| 第9特定期間 | 2017年 6月20日～2017年12月18日 | 147,427,978,506 | 82,667,647,874 | 202,987,873,022 |
| 第10特定期間 | 2017年12月19日～2018年 6月18日 | 33,495,526,390 | 73,181,823,189 | 163,301,576,223 |
| 第11特定期間 | 2018年 6月19日～2018年12月17日 | 11,179,374,136 | 31,088,128,111 | 143,392,822,248 |
| 第12特定期間 | 2018年12月18日～2019年 6月17日 | 10,776,304,941 | 19,370,835,720 | 134,798,291,469 |

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

基準価額・純資産の推移



(基準日:2019年6月28日)

| | |
|--------------|----------|
| 基準価額(1万口当たり) | 1,380円 |
| 純資産総額 | 185.78億円 |

分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 金額 |
|------------------|--------|
| 第68期(2019年2月18日) | 30円 |
| 第69期(2019年3月18日) | 30円 |
| 第70期(2019年4月17日) | 30円 |
| 第71期(2019年5月17日) | 30円 |
| 第72期(2019年6月17日) | 30円 |
| 直近1年間累計 | 430円 |
| 設定来累計 | 9,090円 |

主要な資産の状況

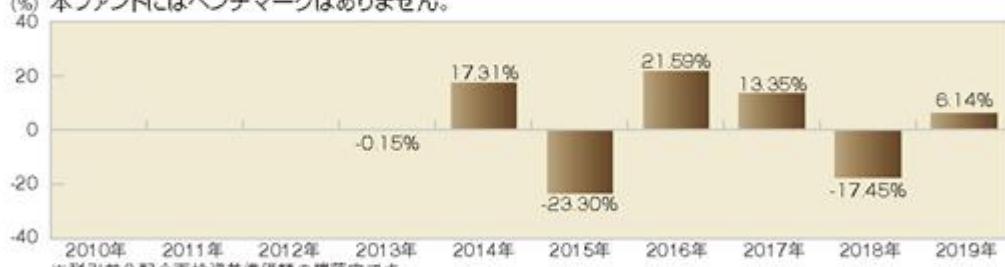
＜構成比率＞

| | |
|-----------------------------|---------|
| CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド | 96.87% |
| FOFs用短期金融資産ファンド | 0.01% |
| 現金等 | 3.12% |
| 合計 | 100.00% |

※組入比率は本ファンドの純資産に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
※「現金等」には未払金を含むため、マイナス表示になる場合があります。

年間收益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



主要な資産の状況(CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド)

以下の内容は、クレディ・スイス・グループから入手したデータを基にSBIアセットマネジメントが作成しております。

ポートフォリオ概況(基準日:2019年6月27日)

＜組入資産の状況＞

| 投資対象資産 | 実質組入比率* |
|--------------------------------------|---------|
| iシェアーズ®米国不動産ETF | 74.80% |
| SPDR®ダウ・ジョーンズ・インターナショナル・リアル・エステートETF | 25.20% |

※担保付スワップ取引を通じて実質的に組入れている比率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績

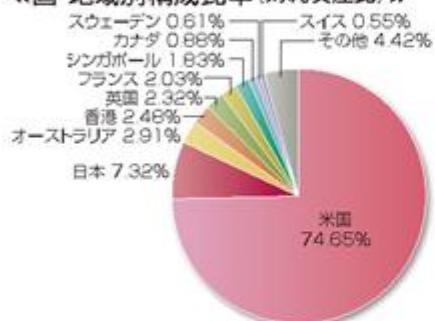
資産構成『CSグローバル・リート・トリブル・プレミアム・ファンド』

《組入上位10銘柄》

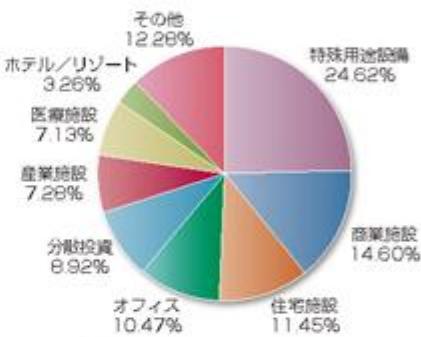
| | 銘柄名 | 通貨 | 発行国/地域 | 業種 | 比率(対純資産比) |
|----|----------------------|-----|--------|--------|-----------|
| 1 | アメリカン・タワー | 米ドル | 米国 | 特殊用途設備 | 5.89% |
| 2 | クラウン・キャスル・インター・ナショナル | 米ドル | 米国 | 特殊用途設備 | 3.51% |
| 3 | プロロジス | 米ドル | 米国 | 産業施設 | 3.24% |
| 4 | サイモン・プロパティ・グループ | 米ドル | 米国 | 商業施設 | 3.20% |
| 5 | エクイニクス | 米ドル | 米国 | 特殊用途設備 | 2.71% |
| 6 | バブリック・ストレージ | 米ドル | 米国 | 特殊用途設備 | 2.30% |
| 7 | ウェルタワー | 米ドル | 米国 | 医療施設 | 2.14% |
| 8 | アバロンベイ・コミュニティーズ | 米ドル | 米国 | 住宅施設 | 1.82% |
| 9 | エクイティ・レジデンシャル | 米ドル | 米国 | 住宅施設 | 1.82% |
| 10 | ペントス | 米ドル | 米国 | 医療施設 | 1.66% |

*CSグローバル・リート・トリブル・プレミアム・ファンドの純資産に対する比率です。

《国・地域別構成比率(対純資産比)》



《業種別構成比率(対純資産比)》



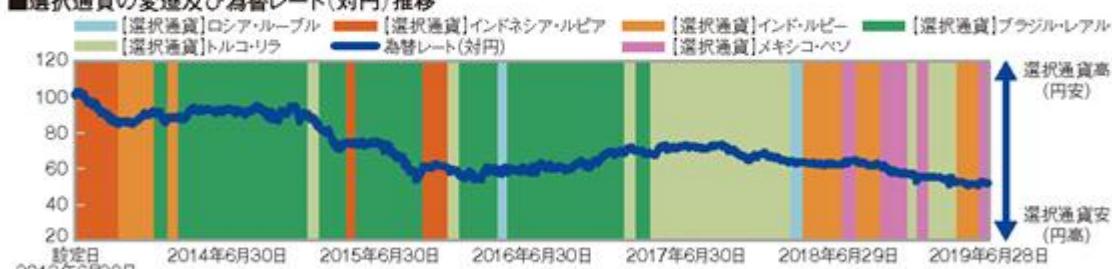
*CSグローバル・リート・トリブル・プレミアム・ファンドの純資産に対する比率です。

*各比率の合計が四捨五入の関係で100%にならないことがあります。

ご参考情報

以下のデータは、ブルームバーグ等のデータを基にSBIアセットマネジメントが作成しております。

■選択通貨の変遷及び為替レート(対円)推移



*為替レートは、設定日前日(2013年6月27日)の選択通貨(対円)の為替レートを100とし、選択通貨が見直された場合は連続した指数となるよう算出しています。

■リートETF(米ドル建)の価格推移



*該設定日前日(2013年6月27日)を100として指数化しています。

*祝日等の場合には前営業日の数値で計算しています。

*ETFの詳細については交付目論見書P7「組入れ投資信託証券の概要※1、2」をご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

()お申込日

毎営業日にお申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

したがって、販売会社の申込締切時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

（注）販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

申込日当日が、ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

()お申込単位

- 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）
- お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口=1円）

分配金受取コース

分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

()お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額とします。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

()お申込手数料

お申込金額の3.24%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

消費税率が10%となった場合は3.3%となります。

お申込手数料は、販売会社によって異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記()の照会先においてもご確認いただけます。

(注) 申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のこと

をいいます。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受けた取得申込みを取消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

a . 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

(注) 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として、申込みができません。

申込日当日が、ニューヨークの証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

販売会社が定める単位とします。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

換金請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。

ただし、当該基準価額から信託財産留保額（基準価額に対し0.5%）を控除した額となります。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、換金請求受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、受益権の一部解約のお申込みの受付を中止すること及びすでに受けたかかるお申込みを取消すことができます。

前記により受益権の一部解約のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約のお申込みを撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

() 主な投資対象資産の評価方法

| | |
|--------|---|
| 投資信託証券 | 原則として、投資信託証券の基準価額計算時に知り得る直近の日で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 |
| 外貨建資産 | 原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 |

() 基準価額の算出頻度・照会方法

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は信託契約締結日から、2021年6月17日までとします。

ただし、信託期間の延長が有利と認めたときは信託期間を延長することがあります。一方、後記の「(5)その他」の規定等によりファンドを償還させることができます。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月18日から翌月17日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

() 信託の終了

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、前記 の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

前記 から までの規定は、前記 の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記 の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 から までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

() その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ ）約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ ） 約款変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、前記 の事項（前記 の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前記 の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

前記 の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

前記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前記 から の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（ ） 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第37条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款第38条に規定する信託契約の解約または信託約款第38条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

() 運用報告書

本ファンドは、毎年6月、12月の決算時及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

() 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

() 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

() 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

() 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

() 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12特定期間（2018年12月18日から2019年6月17日まで）の財務諸表について、ひびき監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）（愛称：トリプル・プレミアム）】

（1）【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第11特定期間 〔2018年12月17日現在〕 | 第12特定期間 〔2019年6月17日現在〕 |
|-----------------|----------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 792,460,704 | 1,081,086,910 |
| 投資信託受益証券 | 22,351,816,131 | 18,420,765,420 |
| 流動資産合計 | 23,144,276,835 | 19,501,852,330 |
| 資産合計 | 23,144,276,835 | 19,501,852,330 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 573,571,288 | 404,394,874 |
| 未払解約金 | 65,831,952 | 44,508,156 |
| 未払受託者報酬 | 770,875 | 703,630 |
| 未払委託者報酬 | 21,199,022 | 19,349,801 |
| 未払利息 | 2,171 | 2,961 |
| その他未払費用 | 1,414,260 | 1,405,620 |
| 流動負債合計 | 662,789,568 | 470,365,042 |
| 負債合計 | 662,789,568 | 470,365,042 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 143,392,822,248 | 134,798,291,469 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（　） | 120,911,334,981 | 115,766,804,181 |
| （分配準備積立金） | - | 634,387,121 |
| 元本等合計 | 22,481,487,267 | 19,031,487,288 |
| 純資産合計 | 22,481,487,267 | 19,031,487,288 |
| 負債純資産合計 | 23,144,276,835 | 19,501,852,330 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第11特定期間 自 2018年6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年6月17日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 3,472,612,848 | 3,400,782,919 |
| 有価証券売買等損益 | 4,489,386,642 | 2,840,542,483 |
| 営業収益合計 | 1,016,773,794 | 560,240,436 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 415,481 | 389,550 |
| 受託者報酬 | 5,819,834 | 4,389,956 |
| 委託者報酬 | 160,045,278 | 120,723,763 |
| その他費用 | 1,465,555 | 1,439,879 |
| 営業費用合計 | 167,746,148 | 126,943,148 |
| 営業利益又は営業損失() | 1,184,519,942 | 433,297,288 |
| 経常利益又は経常損失() | 1,184,519,942 | 433,297,288 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 1,184,519,942 | 433,297,288 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 69,651,287 | 26,167,207 |
| 期首剰余金又は期首次損金() | 132,510,873,135 | 120,911,334,981 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 25,533,890,530 | 16,475,943,653 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 25,533,890,530 | 16,475,943,653 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,198,548,231 | 9,176,760,117 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,198,548,231 | 9,176,760,117 |
| 分配金 | 3,620,935,490 | 2,614,117,231 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 120,911,334,981 | 115,766,804,181 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 当ファンドの計算期間は原則として、毎月18日から翌月17日まで、又特定期間は毎年6月18日から12月17日まで及び12月18日から翌年6月17日としております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第11特定期間 2018年12月17日現在 | 第12特定期間 2019年 6月17日現在 |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 143,392,822,248口 | 134,798,291,469口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 | 120,911,334,981円 | 115,766,804,181円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) | 0.1568円 (1,568円) | 0.1412円 (1,412円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第11特定期間 自 2018年 6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年 6月17日 |
|--|--|
| 1. 分配金の計算過程 (自2018年 6月19日 至2018年 7月17日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 40,197,768,870円 象収益額 当ファンドの期末残 F 159,664,107,227口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,517.64円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 40円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 638,656,428円 (自2018年 7月18日 至2018年 8月17日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 39,070,536,458円 象収益額 当ファンドの期末残 F 155,304,136,711口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,515.73円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 40円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 621,216,546円 (自2018年 8月18日 至2018年 9月18日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 38,471,381,508円 象収益額 当ファンドの期末残 F 153,077,701,612口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,513.19円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 40円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 612,310,806円 (自2018年 9月19日 至2018年10月17日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 37,403,834,247円 象収益額 | 1. 分配金の計算過程 (自2018年12月18日 至2019年 1月17日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 35,491,794,771円 象収益額 当ファンドの期末残 F 141,631,528,772口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,505.91円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 40円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 566,526,115円 (自2019年 1月18日 至2019年 2月18日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 34,965,107,488円 象収益額 当ファンドの期末残 F 140,036,669,719口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,496.84円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 30円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 420,110,009円 (自2019年 2月19日 至2019年 3月18日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 34,370,033,130円 象収益額 当ファンドの期末残 F 136,495,546,153口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 2,518.02円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 30円 金額 収益分配金額 I=F × H/10,000 409,486,638円 (自2019年 3月19日 至2019年 4月17日) 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D 34,459,734,763円 象収益額 |

| | | | |
|--|------------------|------------------------------|------------------|
| 当ファンドの期末残 F | 148,970,341,690口 | 当ファンドの期末残 F | 135,693,647,005口 |
| 存口数 | | | |
| 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,510.80円 | 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,539.51円 |
| 分配対象額 | | 分配対象額 | |
| 10,000口当たり分配 H | 40円 | 10,000口当たり分配 H | 30円 |
| 金額 | | 金額 | |
| 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 595,881,366円 | 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 407,080,941円 |
| (自2018年10月18日 至2018年11月19日) | | (自2019年 4月18日 至2019年 5月17日) | |
| 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D | 36,271,781,520円 | 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D | 34,403,510,299円 |
| 象収益額 | | 象収益額 | |
| 当ファンドの期末残 F | 144,824,764,206口 | 当ファンドの期末残 F | 135,506,218,019口 |
| 存口数 | | 存口数 | |
| 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,504.52円 | 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,538.88円 |
| 分配対象額 | | 分配対象額 | |
| 10,000口当たり分配 H | 40円 | 10,000口当たり分配 H | 30円 |
| 金額 | | 金額 | |
| 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 579,299,056円 | 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 406,518,654円 |
| (自2018年11月20日 至2018年12月17日) | | (自2019年 5月18日 至2019年 6月17日) | |
| 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D | 35,813,248,027円 | 当ファンドの分配対 E=A+B+C+D | 34,197,922,207円 |
| 象収益額 | | 象収益額 | |
| 当ファンドの期末残 F | 143,392,822,248口 | 当ファンドの期末残 F | 134,798,291,469口 |
| 存口数 | | 存口数 | |
| 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,497.55円 | 10,000口当たり収益 G=E/F × 10,000 | 2,536.95円 |
| 分配対象額 | | 分配対象額 | |
| 10,000口当たり分配 H | 40円 | 10,000口当たり分配 H | 30円 |
| 金額 | | 金額 | |
| 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 573,571,288円 | 収益分配金金額 I=F × H/10,000 | 404,394,874円 |
| 2 . 追加情報 | | | |
| 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。 | | | |
| 2 . 追加情報 | | | |
| 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。 | | | |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第11特定期間 自 2018年 6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年 6月17日 |
|--------------------|---|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 本ファンドは、投資信託および投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、株価変動リスク、カントリーリスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスクの管理体制 | 常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。 | 同左 同左 同左 同左 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第11特定期間 2018年12月17日現在 | 第12特定期間 2019年 6月17日現在 |
|----------------------------|---|--------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>同左</p> <p>同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 第11特定期間 自 2018年 6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年 6月17日 |
|----------|---|---|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 460,810,904 | 97,403,207 |
| 合計 | 460,810,904 | 97,403,207 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第11特定期間 自 2018年 6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年 6月17日 |
|---|---|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

(元本の移動)

| 区分 | 第11特定期間 自 2018年 6月19日 至 2018年12月17日 | 第12特定期間 自 2018年12月18日 至 2019年 6月17日 |
|----------------|---|---|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | | |
| 期首元本額 | 163,301,576,223円 | 143,392,822,248円 |
| 期中追加設定元本額 | 11,179,374,136円 | 10,776,304,941円 |
| 期中一部解約元本額 | 31,088,128,111円 | 19,370,835,720円 |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額(口) | 評価額 | 備考 |
|----------|--------------------------------|---------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | C S グローバル・リート・トリブル・プレミアム・ファンド | 21,937,704.29 | 18,419,774,030 | |
| | F O F s 用短期金融資産ファンド（適格機関投資家専用） | 1,001,202 | 991,390 | |
| 合計 | | 22,938,906.29 | 18,420,765,420 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2019年 6月28日現在

| | |
|----------------|------------------|
| 資産総額 | 18,622,146,944円 |
| 負債総額 | 43,596,676円 |
| 純資産総額(-) | 18,578,550,268円 |
| 発行済口数 | 134,618,262,625口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.1380円 |
| (1万口当たり純資産額) | (1,380円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けてありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記 の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

資本金の額(2019年6月末日現在)

() 資本金の額

委託会社の資本金の額は4億20万円です。

() 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

() 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

() 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2019年6月末日現在)

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額(百万円) |
|-----------|----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 56 | 231,196 |
| 単位型株式投資信託 | 3 | 6,634 |

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度の(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている優成監査法人は、平成30年7月2日をもって太陽有限責任監査法人と合併し、名称を太陽有限責任監査法人に変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 656,253 | 960,929 |
| 前払費用 | 36,884 | 43,348 |
| 未収入金 | | 15,495 |
| 未収委託者報酬 | 502,468 | 466,454 |
| 未収投資助言報酬 | | 55 |
| その他 | 15,614 | 13,730 |
| 流動資産合計 | <u>1,211,221</u> | <u>1,500,013</u> |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,121 | 11,426 |
| 器具備品 | 1,446 | 2,394 |
| 有形固定資産合計 | <u>2,567</u> | <u>13,821</u> |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 67 | 67 |
| ソフトウェア | 5,708 | 3,936 |
| 商標権 | 1,330 | 1,245 |
| 無形固定資産合計 | <u>7,105</u> | <u>5,249</u> |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 913,644 | 740,270 |
| 関係会社株式 | 127,776 | |
| 繰延税金資産 | 35,948 | 121,163 |
| 長期差入保証金 | 19,856 | 19,802 |
| その他 | 3,360 | 1,764 |
| 投資その他の資産合計 | <u>1,100,586</u> | <u>883,000</u> |
| 固定資産合計 | <u>1,110,259</u> | <u>902,071</u> |
| 資産合計 | <u>2,321,480</u> | <u>2,402,084</u> |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 4,011 | 1,913 |
| 未払金 | 455,275 | 379,118 |
| 未払手数料 | 419,007 | 336,493 |
| 未払法人税等 | 143,048 | 80,436 |
| 未払消費税等 | 33,817 | 10,134 |
| 流動負債合計 | 636,152 | 471,603 |
| 負債合計 | 636,152 | 471,603 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 400,200 | 400,200 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 30,012 | 30,012 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繙越利益剰余金 | 1,315,376 | 1,682,828 |
| 利益剰余金合計 | 1,345,388 | 1,712,840 |
| 株主資本合計 | 1,745,588 | 2,113,040 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 60,260 | 182,559 |
| 評価・換算差額等合計 | 60,260 | 182,559 |
| 純資産合計 | 1,685,327 | 1,930,481 |
| 負債純資産合計 | 2,321,480 | 2,402,084 |

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | 当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 3,207,709 | 3,223,568 |
| 運用受託報酬 | 16,380 | |
| 投資助言報酬 | | 56 |
| その他営業収益 | 4,500 | |
| 営業収益計 | 3,228,590 | 3,223,624 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 2,173,300 | 2,186,795 |
| 広告宣伝費 | 48,444 | 15,208 |
| 調査費 | 27,077 | 31,778 |
| 調査費 | 27,077 | 31,778 |
| 委託計算費 | 121,126 | 123,090 |
| 営業雑経費 | 23,392 | 25,835 |
| 通信費 | 1,208 | 1,330 |
| 印刷費 | 19,323 | 20,581 |
| 協会費 | 2,049 | 2,463 |
| 諸会費 | 183 | 12 |
| その他営業雑経費 | 628 | 1,447 |
| 営業費用計 | 2,393,341 | 2,382,708 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 156,504 | 178,095 |
| 役員報酬 | 44,607 | 51,028 |
| 給料・手当 | 111,896 | 127,066 |
| 交際費 | 169 | 109 |
| 旅費交通費 | 7,996 | 12,073 |
| 福利厚生費 | 20,444 | 23,117 |
| 租税公課 | 11,602 | 10,675 |
| 不動産賃借料 | 18,383 | 18,138 |
| 消耗品費 | 1,772 | 2,313 |
| 事務委託費 | 10,188 | 15,251 |
| 退職給付費用 | 4,578 | 5,163 |
| 固定資産減価償却費 | 2,422 | 3,550 |
| 諸経費 | 13,285 | 15,057 |
| 一般管理費計 | 247,348 | 283,545 |
| 営業利益 | 587,900 | 557,370 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 19 | 4 |
| 為替差益 | 0 | 10 |
| 助成金収入 | | 1,140 |
| 雑収入 | 602 | 364 |
| 営業外収益計 | 622 | 1,519 |
| 営業外費用 | | |
| 雑損失 | 486 | 309 |
| 営業外費用計 | 486 | 309 |
| 経常利益 | 588,035 | 558,580 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | 当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 特別損失 | | |
| 子会社清算損 | | 52,280 |
| 事務所移転費用 | | 3,064 |
| 特別損失計 | | 55,344 |
| 税引前当期純利益 | 588,035 | 503,235 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 188,117 | 167,023 |
| 法人税等調整額 | 6,202 | 31,239 |
| 法人税等合計 | 181,914 | 135,783 |
| 当期純利益 | 406,121 | 367,452 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | |
|-------------------------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|--------------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 909,254 | 939,266 | 1,339,466 | | | 1,339,466 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | | | 406,121 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | 60,260 | 60,260 | 60,260 | |
| 当期変動額合計 | | | 406,121 | 406,121 | 406,121 | 60,260 | 60,260 | 345,861 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 1,315,376 | 1,345,388 | 1,745,588 | 60,260 | 60,260 | 1,685,327 | |

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 | |
|-------------------------|---------|--------|-----------|-----------|-----------|--------------|------------|-----------|--|
| | 資本金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | | | |
| 当期首残高 | 400,200 | 30,012 | 1,315,376 | 1,345,388 | 1,745,588 | 60,260 | 60,260 | 1,685,327 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 当期純利益 | | | 367,452 | 367,452 | 367,452 | | | 367,452 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | 122,298 | 122,298 | 122,298 | |
| 当期変動額合計 | | | 367,452 | 367,452 | 367,452 | 122,298 | 122,298 | 245,153 | |
| 当期末残高 | 400,200 | 30,012 | 1,682,828 | 1,712,840 | 2,113,040 | 182,559 | 182,559 | 1,930,481 | |

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,353千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,948千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

（貸借対照表関係）

| 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|-------------------------------|-------------------------------|
| * 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 | * 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 |
| 建物 110千円 | 建物 1,009千円 |
| 器具備品 4,024千円 | 器具備品 2,110千円 |
| 合計 4,135千円 | 合計 3,120千円 |

（損益計算書関係）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首株式数 | 増加 | 減少 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 36,600 | | | 36,600 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 656,253 | 656,253 | |
| (2) 未収委託者報酬 | 502,468 | 502,468 | |
| (3) 投資有価証券 その他有価証券 | 913,644 | 913,644 | |
| 資産計 | 2,072,366 | 2,072,366 | |
| 未払金 | 455,275 | 455,275 | |
| 負債計 | 455,275 | 455,275 | |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

(3)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によつております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|-------------|----------|
| (1) 子会社株式 | 127,776 |
| (2) 長期差入保証金 | 19,856 |

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 |
|---------|-----------|
| 預金 | 656,253 |
| 未収委託者報酬 | 502,468 |
| 合計 | 1,158,722 |

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|--------------|-----------|----|
| (1) 預金 | 960,929 | 960,929 | |
| (2) 未収入金 | 15,495 | 15,495 | |
| (3) 未収委託者報酬 | 466,454 | 466,454 | |
| (4) 未収投資助言報酬 | 55 | 55 | |
| (5) 投資有価証券 その他有価証券 | 740,270 | 740,270 | |
| 資産計 | 2,183,205 | 2,183,205 | |
| 未払金 | 379,118 | 379,118 | |
| 負債計 | 379,118 | 379,118 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によってあります。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 長期差入保証金 | 19,802 |

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 |
|----------|-----------|
| 預金 | 960,929 |
| 未収入金 | 15,495 |
| 未収委託者報酬 | 466,454 |
| 未収投資助言報酬 | 55 |
| 合計 | 1,442,934 |

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (3)その他 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| | 小計 | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |
| 合計 | | 913,644 | 1,000,500 | 86,855 |

3. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 24,133 | | 486 |
| 合計 | 24,133 | | 486 |

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|--------|----------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (3)その他 | | | |
| | 小計 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | | | |
| | (2)債券 | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (3)その他 | 740,270 | 1,003,400 | 263,129 |
| | 小計 | 740,270 | 1,003,400 | 263,129 |
| 合計 | | 740,270 | 1,003,400 | 263,129 |

2. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|--------|--------|---------|---------|
| (1)株式 | | | |
| (2)債券 | | | |
| (3)その他 | 10,690 | | 309 |
| 合計 | 10,690 | | 309 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拋出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）4,578千円、当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）5,163千円であります。

(税効果会計関係)

| 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 電話加入権 438千円 | 電話加入権 438千円 |
| 関係会社株式評価損 19,114 | 関係会社株式評価損 35,122 |
| 未払事業税 6,752 | 未払事業税 2,735 |
| その他未払税金 2,301 | その他未払税金 1,610 |
| その他有価証券評価差額金 26,595 | その他有価証券評価差額金 80,570 |
| その他 299 | その他 1,124 |
| 繰延税金資産小計 55,501 | 繰延税金資産小計 121,601 |
| 評価性引当額 19,552 | 評価性引当額(注) 438 |
| 繰延税金資産合計 35,948 | 繰延税金資産合計 121,163 |
| | (注) 評価性引当額の変動の主な内容は、子会社株式評価損に係る評価性引当額の減少です。 |
| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 |
| 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 | 法定実効税率 30.6% (調整) 評価性引当額の増減 3.4 住民税均等割 0.1 その他 0.3 税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.0 |

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------------------------------|---------|
| グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型) | 489,935 |
| SBI日本小型成長株選抜ファンド | 472,434 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイン (年2回決算型) | 347,593 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイン | 323,110 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|-------------------------------------|---------|
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバインプ (年2回決算型) | 788,160 |
| SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバインプ | 322,488 |
| SBI小型成長株ファンド ジェイクール | 321,539 |

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|-------------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託・販促 | 販売委託 支払手数 料 | 862,570 | 未払金 | 135,442 |
| | | | | | | | 広告宣伝 費 | 1,495 | | |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-------------------------|----------------|-------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|-------------------|------------------|-----|------------------|
| 同一の 親会社 を持つ 会社 | 株式会社SBI証券 | 東京都港区 | 48,323 | 証券業 | | 販売委託・販促 | 販売委託 支払手数 料 | 753,660 | 未払金 | 122,799 |
| | | | | | | | 広告宣伝 費 | 796 | | |

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又 は出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------|-------------------------------|-----------|--------------|------------------|------|------------------|
| 子会社 | SBI Fund Management Company S.A. | 5, Allee Scheffer, L-2520 Luxembourg | 118 | ファンド運用管理等 | 100 | 投資助言 | 清算に伴う残余財産の配当 | 60,000 | 未収入金 | 15,495 |

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

3. SBI Fund Management Company S.A.は清算結了に向けて事務手続きを進めており、取引金額は平成30年12月19日に行われた残余財産の初回配当によるものです。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社（東京証券取引所 ジャスダック市場）

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

| | 前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 | 当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 |
|-------------|--|--|
| 1 株当たり純資産額 | 46,047円21銭 | 52,745円40銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 11,096円21銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 | 10,039円69銭 なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 |

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日 | 当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日 |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 406,121 | 367,452 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 406,121 | 367,452 |
| 期中平均株式数(株) | 36,600 | 36,600 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引またはデリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| | 名 称 | 資本金の額 (2019年3月末日現在) | 事業の内容 |
|---------|----------------------|------------------------|--|
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 再信託受託会社 | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 51,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 販売会社 | 株式会社 SBI証券 | 48,323百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| | 立花証券株式会社 | 6,695百万円 | |
| | マネックス証券株式会社 | 12,200百万円 | |
| | 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| | カブドットコム証券株式会社 | 7,196百万円 | |
| | SMB C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| | ニュース証券株式会社 | 1,000百万円 | |
| | 日産証券株式会社 | 1,500百万円 | |
| | あかつぎ証券株式会社 | 3,067百万円 | |
| | 岡三オンライン証券株式会社 | 2,500百万円 | |
| | スルガ銀行株式会社 | 30,043百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 再信託受託会社

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することができます。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することができます。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することができます。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該信託約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることができます。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5月30日

S B I アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 本間洋一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石倉毅典
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているS B I アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査に係る監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月16日

S B I アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 林 直也 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中 弘司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）の2018年12月18日から2019年6月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（毎月分配型）の2019年6月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

S B I アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。